

玄米のカドミウム濃度分析検査料を補助します

町では、カドミウム含有米の出荷・流通を防止し、安全な小坂町産のコメを消費者が安心して購入できる体制を整えることを目的としてカドミウム濃度分析検査料を補助します。

- 対象者 小坂町に住所を有し、令和7年度産主食用米の玄米カドミウム濃度分析検査を受検し、出荷した農業者
- 補助額 検査料の実績額※玄米30kgあたり22円を上限。
- 補助要件 秋田県が提供している検査ロット数に準じて検査を行ってください。
- 申請期間 令和8年2月27日(金)まで
- 必要書類 検査数量、ロット数、金額及び検査結果がわかる書類、支払い口座を確認できる書類

※カドミウム含有米を流通させないために※

- ・JAや主食集荷商業協同組合加入業者以外の集荷業者や消費者にお米を直接販売する場合は、出荷前にカドミウム検査の自主分析が必要です。
- ・今年度は「あきたこまちR」を含む全品種について、ロットごとに分析を実施しましょう。
- ・分析で基準値(0.4ppm)を超えた米は、絶対に食用として流通させないようにしましょう。

■お問い合わせ先 観光産業課農林班(TEL29-3912)

令和8年度分軽油引取税免税証（農業用） 交付申請の集合受付について

- 農業用軽油引取税免税証の交付について、集合受付を実施します。
- 総合県税事務所鹿角支所での受付は、令和8年2月2日(月)から行う予定です。
- 郵送申請の受付期間は12月1日(月)から12月31日(水)まで(消印有効)となります。
- 詳細は「美の国あきた(県ウェブサイト)」をご覧ください。(コンテンツ番号：66308)

●集合受付日程

地域	受付日	時間	会場
鹿角市・小坂町	11月19日(水)	13時～15時	鹿角地域振興局 3階大会議室

●注意事項

- ①申請する上での必要書類については、前回免税証交付時にお渡しした「農業用免税証交付申請の手続きについて」または「美の国あきた(県ウェブサイト)」をご覧ください。(コンテンツ番号：7689)
各書類は課税第二課及び県税事務所各支所で配布しています。また、一部を除きウェブサイトよりダウンロード可能です。
 - ②申請内容・書類に不備があり、連絡がつかない等の場合、希望どおりの交付にならない場合がありますので、申請書に日中連絡のつく連絡先を必ず記入してください。
 - ③集合受付時に報告書の提出が間に合わない場合は、前回交付した免税証の有効期限(報告対象期間の末日)から1か月以内に提出をお願いします。(集合受付時に必ずしも提出しなくてよく、後日の提出となっても構いません。)
- ※皆様の待ち時間短縮のため、書類は記入の上でお越しくさるようご協力をお願いします。
(書き方がわからない場合でも、住所・氏名・連絡先はあらかじめ記入してください。)

■お問い合わせ先 秋田県総合県税事務所課税部課税第二課(TEL018-860-3341)